



神奈川県高齢者福祉施設協議会

身体拘束廃止③

育生会研修センター センター長
川村 亜希



運営基準における身体的拘束等の原則禁止について

「サービスの提供に当たっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束 等」という。)を行ってはならない。」

■令和6年度新設

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援

全サービスが対象



身体拘束廃止未実施減算について

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護



一人基本報酬より10%/日
入居者全員⇒最低3か月

■令和6年度新設

短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護



所定単位数の100分の1に
相当する単位数を減算
※令和7年3月31日まで経過措置



禁止事項は身体拘束と行動を制限する行為

◆方法ではなく目的◆

・ベッドの柵は4本なら拘束、3本なら大丈夫？

⇒たとえ1本だとしても行動の制限を目的としている場合は禁止！！

○ 座位が保てないので車椅子からずり落ちてしまうためティルト車椅子を使用する

✕ 立ち上がるため立ち上がりにくいようティルト車椅子を使用する





● 「緊急やむを得ない場合」とは

○ 介護保険指定基準上、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

<三つの要件をすべて満たすことが必要>

◆切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

◆非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

◆一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- 介護保険指定基準に関する通知「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者(利用者)の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」(2年間保存)

→条例で異なる



「やむを得ない」のポイント

- **切迫性** 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

➡ **なんとなく危ない、ではなくケガの恐れ、命の危険がある**

- **非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

➡ **あらゆる介護方法を試した結果、身体拘束よりほかい方法がない**

➡ **それを証明できること(記録)**

- **一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

➡ **時間・期間が一時的であること、常時の身体拘束は介護保険事業所ではできない!**

➡ **常時の身体拘束は医療機関へ**





『緊急やむを得ない』の判断基準

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、**担当のスタッフ個人(または数名)では行わず施設全体としての判断が行われるように**、あらかじめルールや手続きを定めておく。特に、施設内の「**身体拘束廃止委員会**」といった組織において、事前に手続等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

身体拘束ゼロへの手引き
平成13年3月 厚生労働省
「身体拘束ゼロ作戦推進会議」より



緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合

身体拘束だけでなく、行動を制限する行為も

- ・3要件をすべて満たす、と慎重に委員会で判断する
- ・家族に説明書をもって説明する
- ・記録して保存する(保管期間は条例によって異なる)
- ・カンファレンスを行い常に解除に向けた再検討を行う

● 説明書に記載

- ①どのような方法で身体拘束等を行ったか
- ②時間
- ③身体拘束等をした利用者の心身の状況
- ④緊急やむを得ない3つの理由

● 経過観察に身体拘束を行うごとに記載

- ①時間
- ②身体拘束等をした利用者の心身の状況



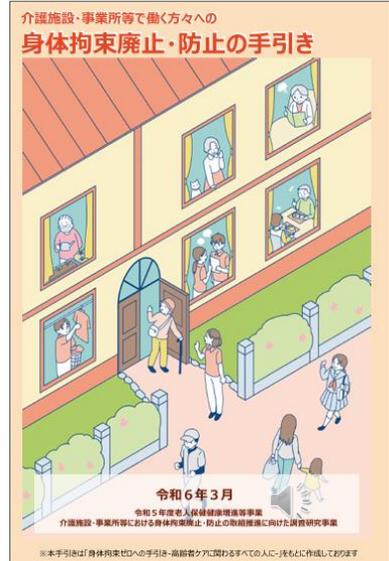
見直された身体拘束ゼロへの手引き

- ・平成13年(2001年)より23年ぶり初の見直し
- ・介護施設に加えて、在宅における介護事業所と家族等も対象とした
- ・前回は触れていない高齢者の「尊厳の保持」の意味および重要性について記載された

介護施設・事業所および家族を対象として、「尊厳の保持」と「自立支援」に必要な本人の意思の尊重や意思決定支援の重要性について記載

●手引きによる身体拘束の定義

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。身体拘束は、本人の行動を、本人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。緊急やむを得ない場合であっても、本人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。そして、これまで示されてきた「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」の11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。



身体拘束しないで事故を防ぐには

◆認知症のご利用者が椅子から立ち上がり転倒事故が繰り返される

- ×身体拘束廃止未実施
⇒椅子から立ち上がらないようにする
- 身体拘束廃止実施
⇒立ち上がる原因はなんだろう？

◆ベッド上で介護するとき拒否が強く叩かれそうになる

- ×身体拘束廃止未実施
⇒掛け布団の下に手を入れて拘束する
- 身体拘束廃止実施
⇒介助方法や対応は本人にあっていのだろうか？





身体拘束しないで事故を防ぐには

◆認知症のご利用者が椅子から立ち上がり転倒事故が繰り返される

×身体拘束廃止未実施
⇒椅子から立ち上がらないようにする

○身体拘束廃止実施
⇒立ち上がる原因はなんだろう？

◆ベッド上で介護するとき拒否が強く叩かれそうになる

×身体拘束廃止未実施
⇒掛け布団の下に手を入れて拘束する

○身体拘束廃止実施
⇒介助方法や対応は本人にあっていのだろうか？



身体拘束に該当するか？しないか？

事例についてのQ&A



Q

ベッドからの転落防止のため、布団を敷いて対応して良いのか？布団対応は身体拘束になる、という人もいます。どのような場合は身体拘束になるのか？

A

①自力でベッドから降りられるか？

降りようとして転落することを防ぐために布団を使用するのであれば行動制限 ➡ 要再検討

*十分に検討した結果、緊急やむを得ない3つの要件を満たすのであれば所定の手続きを得て、身体拘束として実施することもあり得る

②自力で降りようとするわけではない。(寝相が悪い、等)

➡ 行動制限にあたらぬ

*低いベッドでベッド柵を使用しては？



布団対応のデメリット

- *ご利用者
不衛生、自立が阻害される
- *介護者
腰痛が発生しやすくなる

Q

ベッドからの転落防止のため、布団を敷いて対応して良いのか？布団対応は身体拘束になる、という人もいます。どのような場合は身体拘束になるのか？

A

①自力でベッドから降りられるか？

降りようとして転落することを防ぐために布団を使用するのであれば行動制限 ➡ 要再検討

*十分に検討した結果、緊急やむを得ない3つの要件を満たすのであれば所定の手続きを得て、身体拘束として実施することもあり得る

②自力で降りようとするわけではない。(寝相が悪い、等)

➡ 行動制限にあたらぬ

*低いベッドでベッド柵を使用しては？



布団対応のデメリット

- *ご利用者
不衛生、自立が阻害される
- *介護者
腰痛が発生しやすくなる

Q

夜間に他のご利用者に居室を開けられてしまうため、家族の希望で施錠したら身体拘束と言われた。

A

防犯目的の施錠でも身体拘束になる場合



『自力で部屋を出ることができるが施錠されているため出られない』場合

防犯目的の施錠の場合でも、防災上の問題あり！
すぐに開けることができるよう十分注意が必要



Q

車いすから立ち上がり、前方への転落がある方の体を守るために車いすにボードを置くことは拘束になるか？本人はボードの使用で安心している。

A

●本人の希望で安心のための使用



身体拘束ではない
経緯やカンファレンスの記録が必要！

●立ちあがることを防止するため



行動制限・身体拘束

**本来の目的もう一度を検討
行動を制限すると必ず弊害が！**



Q

転倒リスクのある利用者が椅子から立ち上がろうとした時、「危ないから座ってて」などの声掛けをして再び椅子に座らせようとするのは拘束か？

A

『座ってて』と行動を阻止して命令していることは行動の制限
スピーチロックとは『指示・命令・禁止』

スピーチロック回避

「どうしましたか？」
「大丈夫ですか？」「トイレですか？」心配している感じで！

「これが終わったら伺います3分くらい待っていただけますか？」（許可）

➡ 「はい、いいですよ」（同意）



スピーチロックによる行動を制限は
ご利用者の感情が不安定に

Q

転倒リスクのある利用者が椅子から立ち上がろうとした時、「危ないから座ってて」などの声掛けをして再び椅子に座らせようとするのは拘束か？

A

『座ってて』と行動を阻止して命令していることは行動の制限
スピーチロックとは『指示・命令・禁止』

スピーチロック回避

「どうしましたか？」
「大丈夫ですか？」「トイレですか？」心配している感じで！

「これが終わったら伺います3分くらい待っていただけますか？」（許可）

➡ 「はい、いいですよ」（同意）



スピーチロックによる行動を制限は
ご利用者の感情が不安定に

身体拘束・行動制限は人権侵害

虐待です！

【行動制限や身体拘束しないで事故防止する工夫を】

- 一人で介護職員だけで悩まず組織全体で話し合う
- 身体拘束がもたらす弊害は多様でかえって介護量は増加



お疲れさまでした

